

はまゆう

平成 23 年 12 月 1 日現在

商 品 名	・ 金利優遇定期積金（はまゆう）
販 売 対 象	・ 当金庫にて公的年金を受給されている方
期 間	・ 2 年 6 ヶ月（15 回払込）以上 7 年（42 回払込）以内
預 入 (1) 払 込 方 法	・ 隔月（2 月に 1 回） ・ 年金振込月（2,4,6,8,10,12 月）の 15 日（年金振込日）に掛金の払込みとなります。 ・ 普通預金等からの自動振替による掛け込みに限ります。
(2) 払 込 金 額	・ 10,000 円以上
(3) 払 込 単 位	・ 1,000 円単位
払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
給 付 補 填 金 (1) 利 回 り	・ 固定金利 ・ 契約時に店頭表示のスーパー積金年利回りを、契約期間に応じて以下のとおり上乗せし満期日まで適用します。 3 年未満 …… 0.10% 3 年以上 …… 0.20%
(2) 給付補填金の支払方法	・ 給付補填金（お受取り利息）は満期日以後に一括して支払います。
(3) 計 算 方 法	・ 給付補填金は、付利単位を 100 円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	・ 給付補填金には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 （なお、マル優はご利用できません。）
手 数 料	_____
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・ 「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保積金の約定年利回りに 0.7% を上乗せした利率）
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	・ 原則として満期日前の解約はできません。 ・ 満期日前に解約する場合は、解約日における店頭表示の普通預金利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利（年利回り）は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部（9時～17時、電話：0120 - 370 - 744）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。
<p>その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掛込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の対象預金となります。 ・ 預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本1,000万円までとその利息が対象となります。 <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>